

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

告示

鳥取県告示第九百十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
圓道齒科医院	米子市東町九七 都市開発ビル二階	昭和五十二年十一月一日
松本医院	米子市河崎字河崎団地 一七四〇—一九	"

鳥取県告示第九百十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の

目次

- ◇ 告 示
 - 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
 - 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
 - 被爆者一般疾病医療機関の指定
 - 森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令
 - 保安林の指定の解除(四件)
 - 土地改良事業計画の適否の決定(五件)
 - 土地改良事業の認可(六件)
 - 開発行為に関する工事の完了
 - 建築基準法による道路の位置の指定
- ◇ 運営告示
 - 政治団体の設立の届出
 - 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
圓道齒科医院	米子市東町九七 都市開発ビル二階	全国	昭和五十二年十一月二日
松本医院	米子市河崎字河崎団地 一七四〇―一九	"	"

鳥取県告示第九百十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年、月 日	名 称	所 在 地
昭和五十二年十一月三日	松本医院	米子市河崎字河崎団地 一七四〇―一九

鳥取県告示第九百十七号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

(一) 区域

赤碓町

(二) 期間

昭和五十二年十二月八日から昭和五十三年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

一 松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

- (一) 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (二) 三に掲げる措置を行った者で、損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を、速やかに、倉吉地方農林振興局長（以下「局長」

という。)に提出するものとし、その提出があつたときは、局長はその措置を行つたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

鳥取県告示第九百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字妻波字大西浜一九六五、一九六六の一、一九六六の二、一九六七

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字内の浜二二六六、二二六八、二二七一、二一七二、字外の浜二一三九、二一四〇、二一四一の一、二一四一の二、二一四二、二一四五

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第九百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

境港市小篠津町字龍ヶ山四〇四三の六

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第九百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字戒七〇一の九

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

保健衛生施設用地とするため

鳥取県告示第九百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字拾石字東平裏山通り三九四、三九四の二、四〇〇の

一（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百二十二号

昭和五十二年十月二十五日付けで^{八東町}若桜町から申請のあつた土地改良（高

野地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場及び若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十三号

昭和五十二年九月二十八日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（芥尾地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十四号

昭和五十二年九月二十八日付けで倉吉市から申請のあった土地改良(大沢地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し、

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十五号

昭和五十二年九月二十八日付けで関金町から申請のあった土地改良(横

谷地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めため、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十六号

昭和五十二年十月十三日付けで泊村から申請のあった土地改良(順礼地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十七号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（小河内地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二十八号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（恩地地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二十九号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（今泉地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百三十号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（三部地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百三十一号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（二部地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百三十二号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(福居地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年三月三十一日 鳥取県指令受都計第八十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字西尾原字上宝ヶ瀬

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡淀江町大字今津二七九番地

淀江開発株式会社

代表取締役 前 田 勇

鳥取県告示第九百三十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十二年十一月十八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
岩美郡岩美町浦富 一四八四 横 川 為 治	岩美郡岩美町大字牧谷字中屋敷 上二八五七二及び一八五七一 四並びに同大字砂浜六九〇一 一六九の一部、六九〇一二五九、 六九〇一二六〇、六九〇一二九 三の一部、六九〇一三三一、六 九〇一三四〇の一部及び六九〇 一三四一	幅員 四・三〇〜一四・〇〇 メートル 延長 三九・六三メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定

に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二
一項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	備考
郷土の明日を開く 東部自由懇話会	鶴田 憲次	岸本喜代治	鳥取市西町三丁目 四一二番地	その他の 政治団体
鳥取県自治同志会	井上 健治	井上 正幸	鳥取市扇町二番地	"
今村時男後援会	三橋 誠	山西 敷	鳥取市行徳 ³ 七五四番地	"
御船積後援会	藤井 啓	藤井 広之	東伯郡三朝町三朝 九二九番地	"
あやめ会中部後援会	磯江登代子	石井 典子	倉吉市上井町一丁目 一一二〇番地	"
あやめ会西部後援会	矢野 艶子	矢辺 英子	米子市河崎 三六七番地	"
小林じゅん後援会	岩谷 俊一	福田 尚三	米子市浦津 一六二番地	"

鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づ
き、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同
法第七条の第二一項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党 鳥取県支部連合会	代表者	西村 尚治	石破 二郎
相沢英之 東部 後援会	代表者	寺谷 英太郎	生田 泰治
相沢英之 東部 青英会	代表者	米原 稜	金田 文夫
自由民主党 鳥取市千代水支部	代表者	谷口 武	安部 美喜男
相沢英之 東部 陽光会	代表者	花房 美恵	稲本 美代子
代表者	代表者	高村 光輝	坂本 舜太郎
代表者	代表者	松本 義雄	円井 豊
主たる事務所 の所在地	代表者	鳥取市東品治 三八八番地	鳥取市今町一丁 目一〇一番地
代表者	代表者	米原 稜	金田 文夫
代表者	代表者	寺谷 英太郎	生田 泰治
代表者	代表者	西村 尚治	石破 二郎